

## 建築物の解体・改修作業に係る事前調査等の対象について

### 【中間とりまとめの記載（抜粋）】

#### （1）解体・改修工事開始前の調査

電球や窓ガラスの交換等建材を全く損傷することのない方法で解体等を行う場合等の事前調査の在り方については、引き続き検討を行う。

### 【論点】

#### 1 背景・趣旨

- 建築物の解体・改修作業を行う場合は、石綿の使用の有無に関する調査を義務づけており、法令上例外の規定は設けられていない。  
※ 石綿障害予防規則の施行通知では、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと」とされているが、小規模な作業について明確に示したものは無い。
- 建築物の解体・改修作業の対象には、石綿が使用されていないことが明らかであるものしか扱わないもの（金属や木材のみで作られているものの改修など）もあるが、そのようなものについても、これまで事前調査の対象から除外されるとの解釈は示されていない。
- 一方で、今回の見直しにより、事前調査について、資格を有する者による調査の義務付け、事前調査結果の一定期間の保存などが上乘せされることから、石綿飛散防止における必要性の観点から、明確に対象から除外されると整理すべきものについて検討すべきではないか。

#### 2 基本的考え方について

- 石綿飛散防止（建材等の切断等・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業について整理することとしてはどうか。

#### 3 対象の考え方について

- 上記2の考え方にに基づき、以下のものは、建築物の解体・改修作業には該当しないものとして整理してはどうか。  
（1）切断等・除去・取り外しの対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に建築物を損傷させるおそれのない作業  
例）手作業で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など  
※ 加工等時に損傷のおそれがない作業であっても、石綿含有の可能性のあるものを、加工等の後に運搬等を行う場合は、運搬等の際の対策が必要であり、調査の対象とすることとしてはどうか。

- (2) 建築物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
    - 例) 画鋲を壁に刺す、釘を打って固定する(刺さっている釘を抜く)など
  - (3) 現存する建材・材料等の除去は行わず、新たな建材・材料を追加するのみの作業
    - 例) 既存塗装の上に新たに塗装を塗る、壁紙を既存の壁や壁紙の上に貼る、カーペットを既存の有香の上に敷くなど
- 平成 18 年 9 月 1 日以降に建設工事に着手された建築物については、事前調査の対象からは除外しないが、着工年月日が平成 18 年 9 月 1 日以降であることを確認することをもって、それ以上の具体的な調査は不要とし、調査を行う者に資格要件は求めないものとする。

## 労働者に対する教育の充実について

### 【ワーキンググループの議論のまとめ】

- 労働者への特別教育において、洗身室の使用方法についても十分教育するよう教材等の充実を図る。

### 【中間とりまとめの記載（抜粋）】

#### イ 労働者に対する教育の充実

- 作業者が適切に石綿則に基づく措置を着実に実施するよう、教育の充実を図ることについて、引き続き検討を行うこと。

### 【論点】

- ワーキンググループの議論のまとめのとおり、労働者への特別教育において、洗身室の使用方法等についても十分教育するよう教材等の充実を図ることとしてはどうか。
- その他、労働者の特別教育の充実のために必要な事項はあるか。
- 労働者による石綿ばく露防止対策の実施の確保をより確実に図るため、特別教育に加えて、各工事現場において石綿除去等作業を開始する前に、作業に従事する労働者に対して、取り扱う石綿の種類や必要なばく露防止措置について周知等を行わせる必要はないか。

#### <関係条文>

#### 石綿障害予防規則

第27条 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- 一 石綿の有害性
- 二 石綿等の使用状況
- 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- 四 保護具の使用方法

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

2 労働安全衛生規則第37条及び第38条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

#### 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程

(平成17年3月31日厚生労働省告示第132号)

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第二十七条第二項の規定に基づき、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程を次のように定め、平成十七年七月一日から適用する。

#### 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程

石綿障害予防規則第二十七条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、

次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

## 関係情報の公開等について

### 【中間とりまとめの記載（抜粋）】

#### ア 関係情報の公開等

- 石綿等の除去作業に関して法令違反を繰り返す事業者の公表などを行うこと、また、石綿則に基づく届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、届出内容等について積極的に公開することについて、引き続き検討を行うこと。

### 【現行の取組】

- 厚生労働省のホームページに、都道府県労働局が公表した労働基準関係法令全体（石綿障害予防規則を含む。）の送検事案を、都道府県別に①企業・事業場名称、②所在地、③公表日、④違反法条、⑤事案概要、⑥送検年月日を掲載している。
- 大気汚染防止法においては、周辺住民等への周知の観点から、事前調査結果等の掲示が義務づけられているが、環境省においては、「解体等工事の影響を受けると考えられる範囲は、基本的には、工事現場の周辺に限られるものと考えられることから、リスクコミュニケーションの観点からはこの掲示を徹底することが重要と考えており、この掲示がよりわかりやすく見やすくなるよう、今後検討を行う」としている。
- また、環境省においては、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」（平成29年4月）を作成し、その普及を進めている。
- 厚生労働省においては、平成17年8月2日付けの安全衛生部長通達「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」において、対策の徹底とその周知は、当該作業従事労働者はもとより、周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められていることから、レベル1・2に係る届出内容、届け出対象外であっても石綿ばく露防止対策の実施内容、石綿が使用されていない場合はその旨を、労働者および周辺住民へ周知するために現場の見やすい場所に掲示するよう指導している。

### 【論点】

- 石綿関連の情報を掲載・発信する国民・事業者向けのウェブサイト을新たに構築し、石綿に関係した送検事案、解体・改修工事を実施する事業者が行わなければならない周辺住民向けの掲示の内容及びその解説、届出件数など、解体・改修工事の関連データ、今後国において公表する予定の建築建材等の種類、解体作業等の種類ごとの作業環境測定の結果、石綿の有害性・具体的な石綿健康障害防止対策をはじめとする石綿問題への理解を促すための資料などを積極的に掲載・発信することとしてはどうか。  
また、その際には、大気汚染防止法に基づく取組との連携を強化する観点から、上記ウェブサイトの運営を環境省とも協力・連携しつつ行うことについて、検討してはどうか。

- 中間とりまとめで創設することとされた事前調査結果等に関する新たな届出の内容を含めて、引き続き周辺住民にも見やすい掲示を行うよう、環境省及び地方公共団体とも連携し、指導することとしてはどうか。